

シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく非営利の公益法人として、地域社会に密着した就業機会を提供することにより、高年齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに大きく貢献しています。

現在センターでは、請負契約額に係る消費税については、センター会員に支払った配分金に係る消費税を仕入れ税額控除して納付しています。しかし、令和5年10月から予定される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、会員のほとんど全員が課税売上高1千万円以下の事業者として、免税事業者となり、適格請求書を発行できないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに消費税を負担しなければならない事態が生じます。

センターは、非営利の公益法人であることから、運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、その影響は極めて大きく、存続の危機が懸念されます。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、社会参加・健康維持に重点を置いた「生きがい就業」を実践するセンターの会員に、形式的に個人事業主であることをもって適格請求書発行保存方式（インボイス制度）をそのまま適用することは、地域社会に貢献している高年齢者の生きがいを損ない、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念いたします。

国におかれましては、センターと会員間の取引は、一般の商取引とは異なることに鑑み、センター会員の配分金における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用外など、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を講じていただきますよう、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月28日

大阪府阪南市議会